

○海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案参照条文

目次

○海岸法(昭和三十一年法律第百一号) (抄)	1
○海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号) (抄)	4
○地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号) (抄)	7
○地方自治法施行令(昭和三十二年政令第十六号) (抄)	7
○漁業法(昭和三十四年法律第二百六十七号) (抄)	8
○土地収用法(昭和三十六年法律第二百十九号) (抄)	9
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号) (抄)	10
○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十四号) (抄)	11
○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号) (抄)	12
○福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号) (抄)	12
○大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号) (抄)	13
○大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号) (抄)	14

○海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（抄）

（海岸保全基本計画）

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

2・3 （略）

4 都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

5 関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 （略）

7 第二項から前項までの規定は、海岸保全基本計画の変更について準用する。

（主務大臣の直轄工事）

第六条 （略）

2 主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（海岸保全区域の占用）

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

（許可の特例）

第十条 港湾法第三十七条第一項若しくは第五十六条第一項又は排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規

定による許可を受けることを要しない。

- 2 国又は地方公共団体（港灣法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

（損失補償）

第十二条の二（略）

- 2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

- 4 （略）

（操作規則）

- 第十四条の二 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設（水門、陸閘<sup>リキ</sup>その他の操作を伴う施設で主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）については、主務省令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

- 2 前項の操作規則は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 海岸管理者は、第一項の操作規則を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項の操作規則の変更について準用する。

（操作規程）

- 第十四条の三 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設については、主務省令で定めるところにより、当該操作施設の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の操作規程は、津波、高潮等の発生時における操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 海岸管理者は、第一項の操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 第十条第二項に規定する者は、第一項の規定にかかわらず、その管理する操作施設について同項の操作規程を定め、海岸管理者に協議することをもって足りる。

5 前各項の規定は、第一項の操作規程の変更について準用する。

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第十八条 (略)

257 (略)

8 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

9 (略)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 (略)

(他の管理者の管理する操作施設に関する監督)

第二十一条の二 海岸管理者は、他の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該他の管理者に対し、その管理する操作施設の操作規程を定め、又は変更することを勧告することができる。

一 第十四条の三第一項の規定に違反したとき。

二 第十四条の三第一項の規定による承認に付した条件に違反したとき。

三 偽りその他不正な手段により第十四条の三第一項の規定による承認を受けたとき。

2 海岸管理者は、他の管理者が管理する操作施設について、その操作が第十四条の四の規定に違反して行われている場合には、当該他の管理者に対し、当該操作規程の遵守のため必要な措置をとることを勧告することができる。

3 海岸管理者は、前二項の規定によるほか、海岸の状況の変化その他当該海岸に関する特別の事情により、第十四条の三第一項の規定による承認を受けた操作規程によつては津波、高潮等による被害を防止することが困難であると認められるときは、当該承認を受けた他の管理者に対し、当該操作規程を変更することを勧告することができる。

4 海岸管理者は、前三項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた他の管理者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十一条の三 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第一項又は第二項の規定による勧告に従わない場合におい

て、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該操作施設の開口部の閉塞その他当該操作施設を含む海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

2 海岸管理者は、他の管理者が、その管理する操作施設について、前条第三項の規定による勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、その被害の防止のため必要であり、かつ、当該操作施設の管理の状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該他の管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(漁業権の取消等及び損失補償)  
第二十二條 (略)

2 海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十九条第七項から第十五項まで(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第十項、第十一項及び第十三項中「都道府県」とあるのは、「海岸管理者」と読み替えるものとする。

(災害時における緊急措置)

第二十三條 (略)

2・3 (略)

4 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

5 (略)

○海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号) (抄)

(海岸保全基本計画に定める事項)

第一条の二 法第二条の三第一項の海岸保全基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 海岸の保全に関する次に掲げる事項
- イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- ロ 海岸の防護に関する事項
- ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

- ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
- 二 海岸保全施設の整備に関する次に掲げる事項
  - イ 海岸保全施設の整備しようとする区域
  - ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
  - ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

(海岸管理者の権限の代行)

- 第一条の五 法第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わつて行う権限は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 法第二条第一項の規定により砂浜又は樹林の指定をすること。
  - 二 法第二条の三第四項の規定により海岸保全施設の整備に関する案を作成し、及び同条第五項の規定により必要な措置を講ずること。
  - 三 法第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を与えること。
  - 四 法第八条の二第一項各号列記以外の部分若しくは同項第三号又は第三条の二第一項第二号の規定により区域若しくは物件又は行為の指定をすること。
  - 五 法第十条第二項の規定により同条同項同項に規定する者と協議すること。
  - 六 法第十二条第一項又は第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。ただし、同条第二項第三号に該当する場合には、同条第二項に同項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。
  - 七 法第十二条第三項の規定により必要な措置を命ずること。
  - 八 法第十二条第三項第十二条第四項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任をした者にこれを行わせること。
  - 九 法第十二条第四項第十二条第五項の規定により除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物(除却を命じた同条第一項及び第三項の物件を含む。次号及び第三条の三から第三条の八までにおいて「他の施設等」という。)を保管し、及び法第十二条第五項第十二条第六項の規定により公示すること。
  - 十 法第十二条第六項第十二条第七項の規定により他の施設等を売却し、及びその代金を保管し、同条第七項同条第八項の規定により他の施設等を廃棄し、又は同条第八項同条第九項の規定により売却した代金を売却に要した費用に充てること。
  - 十一 法第十二条の二第一項から第三項までの規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。
  - 十二 法第十三条第一項本文の規定により海岸保全施設に関する工事を行うことを承認し、又は同条第二項の規定により法第十条第二項に規定する者と協議すること。
  - 十三 法第十五条の規定により海岸保全施設に関する工事を施行させること。
  - 十四 法第十六条第一項の規定により海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物(以下この号及び第三条において「海岸保全施設等」という。)に関する工事又は海岸保全施設等の維持(海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。)を施行させること。
  - 十五 法第十七条第一項の規定により他の工事を施行すること。

十六 法第十八条第一項の規定により他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

十七 法第十八条第七項並びに同条第八項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十八 法第十九条の規定により損失の、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十九 法第二十条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に海岸保全施設に立ち入り、これを検査させること。

二十 法第二十一条第一項又は第二項の規定により必要な措置を命ずること。

二十一 法第二十一条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十二 法第二十二條第一項の規定により漁業権の取消し、変更又はその行使の停止を都道府県知事に求め、並びに同条第二項及び同条第三項において準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償すること。

二十三 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十四 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十五 法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

二十六 法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

二十七 法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

二十八 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

二十九 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

三十 法第三十条の規定により他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の負担について当該他の工作物の管理者と協議すること。

三十一 法第三十八条の二の規定により法の規定による許可又は承認に海岸の保全上必要な条件を付すること。

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域(前項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示した区域を除く。)につき、同項同条第三項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三号の三から

第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号後段及び第十五号に規定する前項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（法第二十二條第二項及び同條第三項において準用する漁業法第三十九條第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。）、第二十四号、第二十五号及び第三十号に掲げる権限は、当該工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

3 主務大臣は、第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を海岸管理者に通知しなければならない。

（損失補償の裁決申請手続）

第四條 法第十二條の二第三項（法第十八條第八項及び第二十一條第四項、第二十一條第四項及び第二十三條第四項において準用する場合を含む。）又は第十九條第四項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一～五 （略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二條 （略）

①～⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩～⑰

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十四号)

第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令(昭和三十一年政令第百三十二号)第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行つたときの通知に係るものに限る。)

(略)

大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第百三十七号)

第二十二條において準用する第二十一條第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行つたときの通知に係るものに限る。)

(略)

○漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(抄)

第三十九条(略)  
 (公益上の必要による漁業権の変更、取消し又は行使の停止)

- 2 6 (略)
- 7 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。
- 8 第六項の補償金額は、都道府県知事が海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。
- 9 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
- 10 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。
- 11 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、都道府県は、その補償金を供託しなければならない。
- 12 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 13 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消し又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府県は、その者に対し、第六項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。
- 14 前項の場合には、第九項及び第十項、第三十四条第二項(海区漁業調整委員会への諮問)並びに第三十七条第四項(意見の聴取)の規定を準用する。この場合において、第九項中「増額」とあるのは、「減額」と読み替えるものとする。
- 15 第十三項の規定による負担金は、地方税の滞納処分等の例によつて徴収することができる。ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（前三条による損失の補償の裁決手続）

第九十四条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をする必要とする者を含む。以下この条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 事業の種類

四 損失の事実

五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

4 第十九条の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前条」とあるのは「第九十四条第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

5 収用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第十九条第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請者及び裁決申請書に記載されている相手方にあらかじめ審理の期日及び場所を通知した上で、審理を開始しなければならない。

6 第五十条及び第五章第二節（第六十三条第一項を除く。）の規定は、収用委員会が前項の規定によつて審理をする場合に準用する。この場合において、第五十条、第六十一条第一項、第六十三条第二項から第五項まで、第六十四条第二項及び第六十六条第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、及び第五十条第二項中「収用し、又は使用しようとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員」とあるのは「裁決申請者及びその相手方」と、同条第二項及び第三項中「第四十八条第一項各号又は前条第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同条第五項中「権利取得裁決又は明渡裁決」とあるのは「第九十四条第八項の規定による裁決」と、第六十三条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項」とあるのは「第九十四条第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は第二項」と、第六十五条第一項一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者又は関係人」とあるのは「裁決申請者又はその相手方」

これらの者のうち起業者である者を除く。」と読み替えるものとする。

- 7 収用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。
- 8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第六項において準用する第六十三条第二項の規定による意見書若しくは第六項において準用する第六十五条第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。
- 9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三条第二項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から六十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴えを提起しなければならない。
- 10 前項の規定による訴えの提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。
- 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。
- 12 前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、収用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）（抄）

（海岸法の特例）

第七条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。以下この条において同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体の長に代わつて自ら海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。）の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震によつて必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下この条において「特定災害復旧等海岸工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2 被災市町村の属する県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村の長から要請があり、かつ、当該被災市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災市町村の長に代わつて自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができる。

3 主務大臣は、第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の被災地方公共団体

の長に代わってその権限を行うものとする。

4 57 (略)

8 第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

9 (略)

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）（抄）

第十二条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第七条第一項の被災地方公共団体の長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、同項第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第十六条第一項において同じ。）、第二十四号、第二十五号若しくは第十五号第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第七条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体の長に代わって海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該被災地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 (略)

第十三条 前条の規定は、法第七条第二項の県の知事が同条第四項の規定により同条第二項の被災市町村の長に代わってその権限を行う場合について準用する。この場合において、前条第五項中「当該被災地方公共団体が」とあるのは、「当該被災市町村が」と読み替えるものとする。

(第一号法定受託事務)

第十六条 法第七条第八項の政令で定める事務は、第十三条において準用する第十二条第二項に規定する法第七条第二項の県の知事の権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の二及び第五号から第十五号まで第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号（海岸協力

団体による届出の受理に係る部分を除く。)から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第十三条において準用する第十二条第二項各号に掲げるものに係る事務とする。

- 2 第十三条において準用する第十二条第一項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務(同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号(海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。)、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。)

○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄)

(海岸法の特例)

第十三条 (略)

2 (略)

- 3 主務大臣は、第一項の規定により復興海岸工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、海岸管理者である福島県知事に代わつてその権限を行うものとする。

4・5 (略)

○福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)(抄)

(復興海岸工事に係る権限の代行)

第八条 主務大臣(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。)は、法第十三条第一項の規定により復興海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 (略)

- 3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域(海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者である福島県知事の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。)につき、同項第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号第一条の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号(海岸法第二十二条第二項及び同条第三項において準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十九条第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。)、第二十四号、第二十五号若しくは第十五号第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により海岸管理者である福島県知事に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から

第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならない。

5 (略)

○大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）

（海岸法の特例）

第四十八条 主務大臣（海岸法第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、海岸管理者である被災地方公共団体（港務局であつて、被災地方公共団体がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災地方公共団体」という。）の長又は被災地方公共団体が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災地方公共団体又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わつて自ら海岸保全施設（同法第二条第一項に規定する海岸保全施設をいう。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等海岸工事」という。）を施行することができる。

一 災害復旧事業

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業

2 被災市町村を包括する都道府県の知事は、海岸管理者である当該被災市町村（港務局であつて、当該被災市町村がその組織に加わっているものを含む。以下「海岸管理被災市町村」という。）の長又は当該被災市町村が加入している地方公共団体の組合（海岸管理者であるものに限る。）の管理者若しくは長から要請があり、かつ、当該海岸管理被災市町村又は当該組合における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該海岸管理被災市町村の長又は当該組合の管理者若しくは長に代わつて自ら特定災害復旧等海岸工事を施行することができる。

3 (略)

4 第二項の都道府県の知事は、同項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつてその権限を行うものとする。

5 57 (略)

8 第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項の規定により都道府県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

9 (略)

○大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）（抄）

（特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行）

第二十一条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第四十条に規定する主務大臣をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）は、法第四十八条第一項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならぬ。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2  
（略）

3 前項に規定する主務大臣の権限は、第一項の規定により公示された工事の区域（海岸法施行令第一条の五第一項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が法第四十八条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長の意見を聴いて定め、公示した区域を除く。）につき、同項第一項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、海岸法施行令第一条の五第一項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号第一項の五第一項第九号から第十一号まで、第十七号、第十八号、第二十一号、第二十二号（海岸法第二十二條第二項及び同条第三項において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九條第七項から第十五項までの規定により損失を補償する部分に限る。第二十五條第一項において同じ。）、第二十四号、第二十五号若しくは第十五号第三十号又は前項各号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 主務大臣は、法第四十八条第三項の規定により同条第一項の海岸管理被災地方公共団体の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の三から第三号の二まで、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第三号から第八号まで、第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号、第二十七号、第二十九号又は第三十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該海岸管理被災地方公共団体の長又は当該組合の管理者若しくは長に通知しなければならない。

5  
（略）

第二十二条 前条の規定は、法第四十八条第二項の都道府県の知事が同条第四項の規定により同条第二項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつてその権限を行う場合について準用する。この場合において、前条第五項中「当該海岸管理被災地方公共団体又は」とあるのは、「当該海岸管理被災市町村又は」と読み替えるものとする。

（第一号法定受託事務）

第二十五条 法第四十八条第八項の政令で定める事務は、同条第四項の規定により同条第二項の都道府県の知事が同項の海岸管理被災市町村の長又は同項の組合の管理者若しくは長に代わつて行う第二十二條において準用する第二十一條第二項に規定する権限のうち海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第一号の二及び第五号から第十五号まで第二号、第十二号から第二十二号まで、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）から第二十八号まで及び第三十号並びにこの政令第二十二條において準用する第二十一條第二項各号に掲げるものに係る

事務とする。

2 第二十二条において準用する第二十一条第一項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項に規定する事務にあつては、海岸法施行令第一条の五第一項第一号、第五号から第六号の二まで、第十二号又は第十五号第十二号から第十四号まで、第二十号、第二十六号（海岸協力団体による届出の受理に係る部分を除く。）、第二十七号又は第三十号に掲げる権限に係る事務を行ったときの通知に係るものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。